

# 悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第24号

屋根工事  
～次々販売

## 無料点検を口実に、不安をあおり次々と違う工事の契約を迫る屋根工事業者に注意！

### 事例

2日前、「近所で工事をしてるので挨拶に来ました。」と屋根工事業者が来た。無料で屋根の点検をしてくれると言うので、点検をお願いしたところ、瓦がずれていると言うので、2000円で修理をお願いした。修理後、「屋根のあちこちが傷んでいる。地震があると危ない」と不安をあおられ、強引に屋根や壁などの工事を勧められて、屋根工事を26万円で契約した。近所の人に聞いたが、工事をしておらず嘘だったことが分かった。契約をやめたい。

### アドバイス

- ・訪問販売を行う場合、販売業者は勧誘に先立って、名称及び販売目的、商品などを知らせなくてはなりません。販売目的を隠して訪問するのは、法律違反です。
- ・見知らぬ訪問販売業者の勧誘は、必要がないなら家の中には入れずに断ってしまう事が大事です。一度断ってしまえば法律で業者は再び勧誘することが禁止されています。
- ・クーリング・オフ期間（8日間）内であれば、無条件で解約ができ、支払った代金は全額返金されます。すぐに、クーリング・オフのハガキを出しましょう。
- ・クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を取り消すことができる場合があります。諦めないで、消費生活センターに相談しましょう！

## 被害に遭わないために！

- 契約を迫られたら、遠慮せずにはっきりと断わる！
- 契約を迫られても、その場で契約しない！
- 万が一契約してもすぐに工事させない！
- 断っても業者が帰らない場合は、警察に連絡を！



わからないう  
とは、センター  
に聞いてね。



### 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)